

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第4回 国庫補助金等特別積立金 その1

1. 国庫補助金等特別積立金には、(1) 施設及び設備の整備のために (2) 国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等（以下「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。（会計基準 第四章 4 (3)）

(1) 施設及び設備の整備のための補助金

次の2種類の補助金があります。

① 整備時補助金

施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等（注解（注11）（1））

② 設備資金借入金元金償還補助金

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（注解（注11）（2））

改正点

① 固定資産に限らない

旧基準におきましては国庫補助金等に計上するものに「固定資産に限る」との文言が付されていましたが、新基準にはありません。ここで言う固定資産は取得価額が10万円以上で耐用年数が1年以上のものを指しますので、**10万円未満であっても施設及び整備に含まれます。**

② 施設・設備整備資金借入金の償還補助金も計上

旧基準におきましては借入金償還補助金等は除かれていましたが、**実質的に整備補助金と変わらないため計上することになりました。**

(2) 国又は地方公共団体等から受領した補助金

主として固定資産の取得を目的として国又は地方公共団体から受領した補助金棟の他、次のものを含みます。

① 地方公共団体等から無償又は低廉な価額により譲り受けた土地や建物等の評価額又は評価差額（運用指針14（1）ア）

② 民間公益補助事業による助成金等（運用指針15（1））

③ 共同募金会から受ける受配者指定寄付金以外の配分金（運用指針15（1））

④ 設備資金借入金元金償還補助金（運用指針15（1））

改正点

① 共同募金配分金

新会計基準で取扱いが明確になりました。

- ・受配者指定寄付金 寄附金として取り扱う
- ・受配者指定寄付金以外の配分金 民間助成金と同様の取扱い

② 設備資金借入金元金償還補助金

新会計基準への移行に当たり、移行前の会計年度において設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合には、国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。(移行時取扱い1(9)ア)

既に設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合、移行時にはじめて設定することになります。この時点で積立・取崩しを加味した金額を計上します。その計算につきましては次号で詳しくご説明いたします。



ご質問などありましたらご連絡ください。

電話 03-3694-6091

e-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

担当 村田